

事 務 連 絡
令和3年 3月17日

各市町村保健医療担当課長 様

埼玉県保健医療政策課長
(公 印 省 略)

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う
体制の構築について（周知）

日頃、本県の保健医療行政に格別の御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築については、別添令和3年3月3日付厚生労働省通知にて、改正があった旨をお知らせしたところです。

このたび、別添通知における改正の趣旨である「居宅サービス事業所等の従事者への接種」について、県として考え方を整理しましたので、お知らせいたします。

各市町村におかれましては、本資料と合わせ、別添通知を改めて御確認いただき、居宅サービス事業所等の従事者への接種について、実情に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

担 当 新型コロナウイルスワクチンチーム 市町村支援担当 048-830-7507 a7500-01@pref.saitama.lg.jp
--

居宅サービス事業所等の従事者への接種について

ワクチンの優先接種の順位は、以下の順に国が決定しており、市町村は当該順位に応じて接種を実施する

接種順位

- ①医療従事者等
- ②高齢者
- ③高齢者以外で基礎疾患を有する者及び**高齢者施設等の従事者**

今回の point

居宅サービス事業所等の従事者は原則、**高齢者施設等の従事者**に含まれていないが、下記の全てに該当する場合、**含むことが可能**

場合 1

地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、感染が拡大した場合に、在宅の要介護高齢者や要支援高齢者が自宅療養を余儀なくされ、こうした者に対する介護サービスの継続が必要となる
ことが考えられると**市町村が判断**した場合

場合 2

居宅サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、**介護サービスの提供等を行う意向**を市町村に登録した場合

場合 3

居宅サービス事業所等の従事者が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、**介護サービスの提供等を行う意思を有する場合** 1

居宅サービス事業所等の従事者への接種について

予防接種までの流れ・・・

